

保険薬局との合意に基づく「保湿剤の処方変更のルール化」について

1 対象患者

当院から、ソラフェニブ（ネクサバル錠[®]）、レンバチニブ（レンビマ Cap[®]）、レゴラフェニブ（スチバーガ錠[®]）及びカボザンチニブ（カボメティクス錠[®]）を処方されている患者

2 方法

セット処方①に関する、下記（1）～（3）の変更については、保険薬局からの疑義照会を不要とし、変更内容についての報告をFAXで受けとり、医師に報告する。

セット処方①

- ・【般】尿素クリーム（ウリモックスクリーム）10%（20g）

1日2回以上 手足（朝、手洗い後、入浴後、寝る前等）

または

- ・【般】ヘパリン類似物質外用液（ビーソフテンローション）0.3%（50g）

1日2回以上 手足（朝、手洗い後、入浴後、寝る前等）

(1) セット処方①の用量変更

残薬や使用状況をききとり、本数を変更する。ただし、1週間に1本を目安とし、それ以上の増量を行わない。

残薬が多い場合は、理由をききとり、使用していない場合は、なるべく使用するよう患者に指導する。

(2) セット処方①が処方されていない場合の追加

残薬や使用状況をききとり、保湿剤が必要な場合に、処方されていない場合は、追加する。ただし、1週間に1本を目安とし、それ以上の追加を行わない。

例) 前回受診時は保湿剤の残薬があったため、処方されていなかった。今回受診時に残薬がなくなっていたが、医師にその旨を伝え忘れた。次回受診が2週間後の場合は、2本まで追加可能とする。

(3) ヘパリン類似物質の剤形変更とそれに伴う規格変更（本数の変更なし）

ヘパリン類似物質について、外用液から軟膏への変更、または軟膏から外用液への変更を行う。

例) 【般】ヘパリン類似物質外用液（ビーソフテンローション）0.3%（50g）

1日2回以上 手足（朝、手洗い後、入浴後、寝る前等）

→ヘパリン類似物質軟膏 0.3%（ヘパリン類似物質油性クリーム「日医工」）

（25g）に変更

※) 2019年4月現在、当院では、【般】尿素クリーム（ウリモックスクリーム）20g、【般】ヘパリン類似物質外用液（ビーソフテンローション）50g及び【般】ヘパリン類似物質軟膏 0.3%（ヘパリン類似物質油性クリーム「日医工」）（25g）が処方可能。